（外国為替の取引等の報告に関する省令の一部改正）

第二条　外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号ヘ中「（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）」を削り、同号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ　暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る支払等のうち、当該売買又は他の暗号資産との交換が暗号資産交換業者（資金決済に関する法律第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。以下同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）によってされるもの

第七条第一項中「媒介、取次ぎ若しくは代理（以下「媒介等」という。）」を「媒介等」に改める。

第十三条に次の二項を加える。

5　暗号資産交換業者が法第五十五条の三第一項第三号（法第二十条の二の規定により資本取引とみなされる場合に限る。）に掲げる資本取引の媒介等（三千万円に相当する額を超える資本取引の媒介等に限る。）をしたときは、当該暗号資産交換業者は、当該媒介等をした資本取引について、別紙様式第二十三による報告書一通を作成し、当該資本取引が行われた日から二十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

6　前項に規定する資本取引の媒介等をした暗号資産交換業者が、当該媒介等をした資本取引及び当該資本取引が行われた日の属する月中において行われた当該資本取引以外の資本取引（当該暗号資産交換業者が媒介等をしたものに限る。）の全部又は一部について、法第五十五条の三第五項の規定により一括して報告しようとするときは、当該暗号資産交換業者は、当該一括して報告しようとする資本取引について、別紙様式第二十四による報告書一通を作成し、当該媒介等をした資本取引が行われた日の属する月の翌月二十日までに、日本銀行を経由して財務大臣に提出しなければならない。

第三十五条第一号中「第三条第二項」の下に「、第十三条第五項及び第六項」を加える。

第三十六条中「外国通貨との間」の下に「の換算」を加え、同条第二号中「第一条第二項第一号ホ」を「第一条第二項第一号ヨ」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　第十三条第五項に規定する資本取引の媒介等　当該媒介等をした資本取引が行われた日における実勢外国為替相場を用いて換算する方法

第三十六条の二に次の一項を加える。

2　暗号資産交換業者が第十三条第五項又は第六項の規定による報告をする場合における異種の暗号資産相互間の換算は、これらの規定においてその額について当該換算をすべき資本取引が行われた日における当該資本取引の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

別紙様式第三及び第四の様式中「本省令第１条第２項第１号ハ又はニ」を「本省令第１条第２項第１号ロ又はハ」に改める。

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

別紙様式第二十三
別紙様式第二十三及び第二十四を次のように改める。

暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換に係る媒介等に関する報告書

財　務　大　臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：
報　告　者：
氏名又は名称及び代表者の氏名
住所又は所在地
責任者の氏名
担当者の氏名（電話番号）

1　取引の当事者	居住者の氏名又は名称： 非居住者の氏名又は名称：
2　取引の種類	□（下記の中から選びその番号を枠内に記入すること。）
1）居住者による暗号資産の買入　2）居住者による暗号資産の売却　3）暗号資産と他の暗号資産との交換	
3　暗号資産の種類	【暗号資産の売買】 □（下記の中から売買する暗号資産の種類を選びその番号を枠内に記入し、6)については（　）内に暗号資産の種類の具体的な名称を記入すること。） 【暗号資産と他の暗号資産との交換】 イ □　ロ □（下記の中から交換する暗号資産の種類をそれぞれ選び、居住者が譲り受ける暗号資産の番号をイの枠内に、居住者が譲渡する暗号資産の番号をロの枠内に記入し、6)については（　）内に暗号資産の種類の具体的な名称を記入すること。）
1）ビットコイン（BTC）　2）イーサリアム（ETH）　3）リップル（XRP）　4）ビットコインキャッシュ（BCC又はBCH）　5）ライトコイン（LTC）　6）その他（　）	
4　非居住者の所在国等	所在国又は地域名（　） □□□本省令別表第２に定める国又は地域番号を記入すること。
5　取引の実行年月日	□□□□年□□月□□日
6　取引金額	（単位：百万円） 【暗号資産と他の暗号資産との交換の本邦通貨への換算方法】 □（下記の中から選びその番号を枠内に記入し、4)の場合には（　）内に具体的な換算の方法（レート）を記入すること。）
1）実勢相場　2）月中平均レート　3）月末レート　4）その他（　）	

（日本産業規格　Ａ４）